

# 令和6年度分 町民税・県民税申告の手引

令和6年度分の申告について、この手引を参考に申告書を記入し、ご提出いただきますようお願いいたします。

## 申告書の提出について

**申告会場は例年大変混雑します。自宅で申告書を作成していただき、郵送による提出にご協力ください。**

パソコンやスマホから内灘町ホームページへアクセスし、画面の案内に従って必要事項を入力すれば、申告書の作成と税額の試算をすることができます。作成した申告書は印刷して、**必要書類を添付し**郵送または窓口で提出することができます。（電子メール等による提出はできません。）

また、住民税額やふるさと納税の上限額も試算できるため、是非ご利用ください。

※算出される税額に、令和6年度定額減税の内容は反映されません。

※事業、農業、不動産所得等のある方は別途「収支内訳書」の作成、提出が必要となります。

※郵送で提出された書類は返却できませんので、必要に応じてご自身でコピーをお願いします。

※**受付印のある申告書の控えが必要な方は、返信用封筒（宛名を記入のうえ、所要額の切手を貼付したもの）を同封してください。**



## 申告が必要な方

令和6年1月1日現在、内灘町にお住まいの方で、令和5年1月から令和5年12月までの期間に次のような所得があった方

- 1 営業等、農業、配当、地代、家賃、公的年金以外の雑所得、一時所得などの所得があった方
- 2 給与所得のあった方で、次に該当する方

- ◎ 給与所得以外の所得があった方（給与所得以外の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、**町民税・県民税**では申告が必要です。）
- ◎ 「給与所得の源泉徴収票」に記載のない控除（雑損控除、医療費控除、寄附金税額控除等）を受けようとする方
- ◎ 令和5年中に退職した方や勤務先から内灘町に給与支払報告書が提出されていない方（提出の有無は勤務先に確認してください）

- 3 公的年金等の収入があった方で、次に該当する方

- ◎ 公的年金等の収入以外の所得があった方（公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、それ以外の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、**町民税・県民税**では申告が必要です。）
- ◎ 申告により社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寡婦控除、障害者控除、扶養控除、雑損控除や医療費控除等を受けようとする方

※所得がない方でも児童扶養手当、公営住宅入居の申込みなどの各種申請や国民健康保険税の軽減措置を受けるために申告が必要な場合がありますので、申告書表面の「前年所得のなかった方等が記入する欄」に記入のうえ、提出してください。

## 申告をしなくてもよい方

- 1 税務署へ所得税の確定申告書を提出される方
- 2 給与所得のみで、勤務先で年末調整を受けられた方

## 申告に必要なもの（領収書や証明書などは令和5年中の日付のもの）

- 1 令和6年度分 町民税・県民税申告書
- 2 本人身元確認書類……………マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳などのうち1点
- 3 個人番号（マイナンバー）確認書類…マイナンバーカード又は通知カード  
※通知カードの場合、カードに記載された氏名・住所等が住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、番号確認書類として使用可能です。  
※控除対象配偶者や扶養親族がいる場合はその方の分も必要です。
- 4 所得の証明書等
  - 給与所得者は源泉徴収票又は事業主からの給与支払証明書
  - 事業所得者及び不動産所得者は収支内訳書（収入及び必要経費を計算できる書類）
  - その他の所得に係る収入及び必要経費が分かる書類
- 5 所得控除、税額控除を受ける場合はその証明書等
  - ・社会保険料控除……………国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、その他社会保険料の支払金額がわかる書類、国民年金等の掛金の控除証明書
  - ・生命保険料控除、地震保険料控除……………保険会社発行の申告用控除証明書
  - ・勤労学生控除……………在学を証明する書類
  - ・障害者控除……………障害者手帳、障害者控除対象者認定書
  - ・雑損控除……………損害額を証明できる書類等、補填される保険金の明細書
  - ・医療費控除……………医療費控除の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書
  - ・寄附金税額控除……………寄附金の受領証など

### ③ 所得から差し引かれる金額に関する事項

#### ④ 所得から差し引かれる金額

⑬社会保険料控除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が負担すべき社会保険料（国民健康保険税、国民年金保険料、厚生年金保険料、介護保険料など）を、あなたが支払った場合。 ※領収書等提示（国民年金保険料は証明書等の添付が必要です。）															
⑭小規模企業共済等掛金控除	あなたが小規模企業共済制度に基づき支払った第1種共済契約の掛金、確定拠出年金法に基づく個人型・企業型年金加入者掛金や心身障害者扶養共済の掛金がある場合。※証明書等添付															
⑮生命保険料控除	あなたやあなたの配偶者、その他の親族を受取人とする一般生命保険料、介護医療保険料、又は個人年金保険料を支払った場合。※証明書添付《控除額は5頁をご覧ください。》															
⑯地震保険料控除	あなたが損害保険契約等に係る地震等損害部分について支払った保険料又は、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約に基づいて支払った保険料がある場合。※証明書添付《控除額は5頁をご覧ください。》															
⑰寡婦控除	①あなたが夫と離婚した後再婚していない方で、扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下の場合。（事実婚の場合を除く）《控除額は26万円》 ②あなたが夫と死別した後再婚していない（又は夫の生死が不明の）方で、合計所得金額が500万円以下の場合。（事実婚の場合を除く）《控除額は26万円》															
⑱ひとり親控除	あなたが現に婚姻をしていない（又は配偶者の生死が不明の）方で、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする扶養親族である子を有し、合計所得金額が500万円以下の場合。（事実婚の場合を除く）《控除額は30万円》															
⑲勤労学生控除	あなたが学生・生徒で、合計所得金額が75万円以下（そのうち給与と所得以外の所得が10万円以下）の場合。※学生証等の証明書提示（郵送時はコピーを添付）《控除額は26万円》															
⑳障害者控除	あなたや、あなたの同一生計配偶者、その他の扶養親族が障害者である場合。※手帳等提示 (1)障害者（身体障害者手帳の級別が3～6級の方、精神障害者保健福祉手帳の障害等級が2・3級の方、療育手帳の障害の程度がBの方など）《控除額は26万円》 (2)特別障害者（身体障害者手帳の級別が1・2級の方、精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級の方、療育手帳の障害の程度がAの方など）《控除額は30万円》 (3)同居特別障害者（特別障害者であなただけ、又はあなたと生計を一にするその他の扶養親族のいずれかと同居している方）《控除額は53万円》 ※障害者控除認定書などにより控除の対象となる場合があります。															
㉑・㉒配偶者(特別)控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が133万円以下の場合。（青色専従者、白色専従者、他の所得者の扶養親族を除く）《控除額は5頁をご覧ください。》															
同一生計配偶者(控除対象外)	あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合で、あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の方。同一生計配偶者の□に✓を記入してください。 ※非課税限度額の算定に用いられます。															
㉓扶養控除	あなたと生計を一にする扶養親族のうち、合計所得金額が48万円以下の方がいる場合。（青色専従者、白色専従者、他の所得者の扶養親族を除く） <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>控除額</th> <th>該 当 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 般</td> <td>330,000円</td> <td>昭和29年1月2日から平成13年1月1日までに生まれた方 平成17年1月2日から平成20年1月1日までに生まれた方</td> </tr> <tr> <td>老 人</td> <td>380,000円</td> <td>昭和29年1月1日以前に生まれた方（満70歳以上）</td> </tr> <tr> <td>特 定</td> <td>450,000円</td> <td>平成13年1月2日から平成17年1月1日までに生まれた方</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>450,000円</td> <td>老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の（祖）父母等で同居している方</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	控除額	該 当 者	一 般	330,000円	昭和29年1月2日から平成13年1月1日までに生まれた方 平成17年1月2日から平成20年1月1日までに生まれた方	老 人	380,000円	昭和29年1月1日以前に生まれた方（満70歳以上）	特 定	450,000円	平成13年1月2日から平成17年1月1日までに生まれた方	同居老親等	450,000円	老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の（祖）父母等で同居している方
区 分	控除額	該 当 者														
一 般	330,000円	昭和29年1月2日から平成13年1月1日までに生まれた方 平成17年1月2日から平成20年1月1日までに生まれた方														
老 人	380,000円	昭和29年1月1日以前に生まれた方（満70歳以上）														
特 定	450,000円	平成13年1月2日から平成17年1月1日までに生まれた方														
同居老親等	450,000円	老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の（祖）父母等で同居している方														
16歳未満の扶養親族(控除対象外)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>控除額</th> <th>該 当 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16歳未満の扶養親族</td> <td>0円</td> <td>平成20年1月2日以降に生まれた方</td> </tr> </tbody> </table> ※非課税限度額の算定に用いられます。	区 分	控除額	該 当 者	16歳未満の扶養親族	0円	平成20年1月2日以降に生まれた方									
区 分	控除額	該 当 者														
16歳未満の扶養親族	0円	平成20年1月2日以降に生まれた方														
㉔基礎控除	あなたの合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超</td> <td>2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超</td> <td>2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td></td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額		控除額	2,400万円以下		43万円	2,400万円超	2,450万円以下	29万円	2,450万円超	2,500万円以下	15万円	2,500万円超		0円
合計所得金額		控除額														
2,400万円以下		43万円														
2,400万円超	2,450万円以下	29万円														
2,450万円超	2,500万円以下	15万円														
2,500万円超		0円														
㉕雑損控除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の扶養親族（総所得金額等が48万円以下の方）が災害・盗難・横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合。※証明書等添付《控除額は5頁をご覧ください。》															
㉖医療費控除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の扶養親族のために医療費を支払った場合。 ※医療費控除の明細書等添付《控除額は5頁をご覧ください。》															
セルフメディケーション税制による医療費控除の特例	あなたが健康の保持増進、疾病の予防として「一定の取組」を行っている方で、あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の扶養親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合。 ※セルフメディケーション税制の明細書等添付《控除額は5頁をご覧ください。》 なお、医療費控除と医療費控除の特例は、どちらか一方の控除しか選択できません。															



# ① 収入金額等・② 所得金額

収入金額……前年中に収入することが確定した金額  
 必要経費……前年中に収入を得るために要した費用  
 専従者控除額……事業専従者欄の事業専従者控除額又は事業専従者給与額の合計  
 所得金額……収入金額－必要経費－専従者控除（給与）額

事業	①営業等	飲食店業、製造業、建設業、サービス業、外交員、大工などの事業から生じる所得
	②農業	農産物の生産、果樹栽培、農家が兼営する家畜の育成などから生じる所得
	③不動産	地代、家賃、貸間代、土地家屋の権利金などの所得
	④利子	公社債や預貯金の利子、公社債投資信託の収益の分配金などの所得 (源泉分離課税となっている預貯金の利子等については申告不要です。)
	⑤配当	株式又は出資金の配当、剰余金の分配、証券投資信託の収益の分配などによる所得
	⑥給与	給与、賃金、賞与などの所得（源泉徴収票を添付してください。） 日給又は所得税を徴収していない職場で働いている方は事業主から給与の支払明細書の交付を受けるか、申告書裏面の月別収入欄に日給、勤務日数、月収などを記入してください。 ※給与所得は下段の『給与所得の計算』で算出してください。
雑	⑦公的年金等	国民年金、厚生年金、企業年金、各種の共済年金や恩給などの所得 ※公的年金等の所得金額は下段の『公的年金等（雑所得）の計算』で算出してください。
	⑧業務	原稿料、講演料またはシェアリングエコノミーなどの副業に係る収入で、営利を目的とした継続的な所得
	⑨その他	生命保険契約等に基づく年金（個人年金）、互助年金、暗号資産取引など他のいずれにも該当しない所得
⑪	総合課税の譲渡	土地・建物・株式・公社債等以外の資産（ゴルフ会員権、営業権、車両など）の譲渡により生ずる所得。資産を取得した日以後、その資産の保有期間が5年以下の場合は短期譲渡所得、5年を超える場合は長期譲渡所得となります。
	一時	生命保険契約等に基づく満期返戻金や解約による払戻金、懸賞当せん金などの一時的な所得

## 給与所得の計算

A.給与等の収入金額	円
------------	---

(申告書の「①収入金額等」カに転記)

Aの金額	給与所得
～ 550,999円	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	A - 550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	A ÷ 4 千円未満切捨 B × 2.4 + 100,000円 円
1,800,000円 ～ 3,599,999円	B × 2.8 - 80,000円 円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	B 千円未満切捨 B × 3.2 - 440,000円 円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円 円
8,500,000円 ～	A - 1,950,000円 円

算出された給与所得の金額を申告書の「②所得金額」⑥に転記してください。

## 公的年金等(雑所得)の計算

A.公的年金等の収入金額	円
--------------	---

(申告書の「①収入金額等」キに転記)

区分	Aの金額	公的年金等の雑所得
(65歳未満)	昭和34年1月2日以後生まれ ～ 1,299,999円	A - 600,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円 ～	A - 1,955,000円
(65歳以上)	昭和34年1月1日以前生まれ ～ 3,299,999円	A - 1,100,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円 ～	A - 1,955,000円

算出された公的年金等の雑所得の金額を申告書の「②所得金額」⑦に転記してください。これ以外の雑所得がある場合にはその合計額を⑩に記します。公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える方は計算方法が異なります。詳しくは税務課までお問い合わせください。

## 所得金額調整控除の計算

下記に該当する場合は、上の表で算出した給与所得から所得金額調整控除を控除します。

①給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する方

- (ア) 本人が特別障害者
- (イ) 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- (ウ) 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する

所得金額調整控除＝ [給与収入金額(上限：1,000万円) - 850万円] × 10% 【最大15万円】
---

②給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超える方

所得金額調整控除＝ (給与所得A + 公的年金等に係る雑所得B) - 10万円 【最大10万円】
--

※A・Bそれぞれ10万円を超える場合は10万円

①に該当する場合は、申告書裏面の④に必要事項を記入してください。  
 ①・②の両方に該当する場合は、①の控除後に②の金額を控除します。  
 所得金額調整控除後の給与所得を申請書の「②所得金額」⑥に記載してください。

## 所得控除額の計算

### ⑮ 生命保険料控除額の計算

一般の生命保険料	新保険料の金額	A	円	Aの金額を下の計算式Ⅰに当てはめて計算した金額	①	円	計(①+②)	③	(最高28,000円)	円
	旧保険料の金額	B	円	Bの金額を下の計算式Ⅱに当てはめて計算した金額	②	円	②と③のいずれか大きい金額	ア		円
個人年金保険料	新保険料の金額	C	円	Cの金額を下の計算式Ⅰに当てはめて計算した金額	④	円	計(④+⑤)	⑥	(最高28,000円)	円
	旧保険料の金額	D	円	Dの金額を下の計算式Ⅱに当てはめて計算した金額	⑤	円	⑤と⑥のいずれか大きい金額	イ		円
医療費控除	保険料の金額	E	円	Eの金額を下の計算式Ⅰに当てはめて計算した金額				ウ		円

計算式Ⅰ(新保険料等用)		計算式Ⅱ(旧保険料等用)		F(ア+イ+ウ)	
A, C又はEの金額	控除額の計算式	B又はDの金額	控除額の計算式	生命保険料控除(最高70,000円)	
～ 12,000円	A, C又はEの金額	～ 15,000円	B又はDの金額		
12,001円 ～ 32,000円	A, C又はE×0.5 + 6,000円	15,001円 ～ 40,000円	B又はD×0.5 + 7,500円		
32,001円 ～ 56,000円	A, C又はE×0.25+14,000円	40,001円 ～ 70,000円	B又はD×0.25+17,500円		
56,001円 ～	一律 28,000円	70,001円 ～	一律 35,000円	円	

申告書の「④」所得から差し引かれる金額⑮に「F」の金額を転記してください。

### ⑯ 地震保険料控除額の計算

A	地震保険料の金額(合計)	円
B	旧長期損害保険料の金額(合計)	円
C	地震保険料控除額(A×0.5)	最高 25,000円 円
D	Bの金額	旧長期損害保険料控除額
	～ 5,000円	Bの金額 円
	5,001円 ～ 15,000円	B×0.5+2,500円 円
	15,001円 ～	10,000円
E	C+D	地震保険料控除額(最高25,000円) 円

申告書の「④」所得から差し引かれる金額⑯に「E」の金額を転記してください。

### ⑰・⑱ 配偶者・配偶者特別控除額の計算

配偶者の合計所得金額	円
あなたの合計所得金額	円

以下の表より、配偶者の合計所得金額とあなたの合計所得金額から控除額を算出してください。

配偶者の合計所得金額が133万円超又はあなたの合計所得金額が1,000万円超の場合は控除を受けることができません。

		あなたの合計所得金額			区分
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者の合計所得金額	48万円以下	33万円	22万円	11万円	⑰
	昭和29年1月1日以前に生まれた方	38万円	26万円	13万円	
	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	⑱
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円		
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円		
配偶者(特別)控除額					円

申告書の「④」所得から差し引かれる金額⑰・⑱に転記してください。

### ⑲ 雑損控除額の計算

A	損害金額(合計)	円
B	保険金などで補填される金額	円
C	A-B(差引損失額)	円
D	申告書の⑳+退職所得金額+山林所得金額 ※1	円
E	D×0.1	円
F	C-E	円
G	Cのうち災害関連支出の金額 ※2	円
H	G-50,000円	円
I	FとHのいずれか多い方の金額	円

申告書の「④」所得から差し引かれる金額⑲に「I」の金額を転記してください。

※1 Dの金額の計算で、申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前)の合計額を加算します。

※2 災害関連支出の金額とは、損失の金額のうち災害に関連して住宅家財等の取壊し又は除去などのために支出した金額です。

### ⑳ 医療費控除額の計算(ア・イのいずれかを選択)

#### (ア) 医療費控除

A	支払った医療費	円
B	保険金などで補填される金額	円
C	A-B	円
D	申告書の⑳+退職所得金額+山林所得金額 ※1	円
E	D×0.05	円
F	100,000円とEのいずれか少ない方の金額	円
G	C-F	(最高2,000,000円) 円

#### (イ) 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)

H	支払った特定一般用医薬品等購入費	円
I	保険金などで補填される金額	円
J	H-I	円
K	J-12,000円	(最高88,000円) 円

申告書の「④」所得から差し引かれる金額⑲に「G」又は「K」の金額を転記してください。

(イ)を選択した場合は、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」を記入してください。

## 5 給与・公的年金等に係る所得以外の町民税・県民税の納税方法

給与所得者で給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に対する町民税・県民税を給与から差し引かれることを希望する方は、給与から差引き（特別徴収）の□に、自分で納付することを希望する方は、自分で納付（普通徴収）の□に✓を記入してください。

なお、65歳以上の方の公的年金等に係る町民税・県民税については、原則、受給されている公的年金からの引き落とし（特別徴収）により徴収されます。

## 6 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある方で、源泉徴収票のない方は記入してください。

月	日	給	勤務日数	月	収
1		円			円
2					

12					
賞与等					
合計					
法人番号又は所在地					
勤務先名					
電話番号					

※事業主からの支払額の証明書を添付してください。

## 7 事業・不動産所得に関する事項については、所得税の「収支内訳書」に記入し、申告書と併せて提出してください。

## 8 配当所得に関する事項（記入例）

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
株式	〇〇株式会社	R 5・7	35,600円	0円
国外株式等に係る外国所得税額				

## 9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項（記入例）

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
原稿料	〇〇出版	120,000円	50,000円
生命保険年金	××生命	600,000円	250,000円

収入金額から必要経費を差し引いた金額を申告書の「[2]所得金額」⑧⑨に、この他に公的年金等の雑所得がある場合には、その合計額を⑩に記入してください。

## 10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

土地・建物等以外の資産の譲渡所得・一時所得のある方は、申告書裏面の⑩の表に当てはめて計算してください。譲渡所得及び一時所得の特別控除額はそれぞれ最大50万円です。

## 11 事業従事者に関する事項

事業従事者控除額は、いずれか低いほうの金額です。

(ア) 50万円（配偶者の場合は86万円）

(イ) 事業従事者控除額を差し引く前の所得金額÷(事業専従者の数+1)

## 13 事業税に関する事項

※事業税に関する詳細については石川県金沢県税事務所までお問い合わせください。TEL(076)263-8832

## 12 別居の扶養親族等に関する事項

別居の控除対象配偶者、扶養親族、事業従事者がいる場合に記入してください。

## 14 寄附金に関する事項

都道府県・市区町村等に対して2,000円を超える寄附を行った場合、それぞれ該当する欄に記入してください。

寄附金控除の対象

①都道府県、市区町村に対する寄附金

②共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金（主たる事務所を石川県内に有するものに限る）

③所得税の寄附金控除対象の寄附金のうち、石川県及び内灘町が条例で定めたもの

※「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請をされた方におかれましても、確定申告や町民税・県民税の申告をされる場合には、寄附金に関する申告が必要です。

申告書の提出先及び問い合わせ先

〒920-0292 河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

内灘町 総務部 税務課 TEL(076)286-6706

この申告書の手引の内容は、現行の地方税法に基づいて説明してあります。

地方税法の改正があった場合は税法改正に従い税額を計算します。